第一条第二項第一号ロ(3)中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、同号ロ(4)中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に、「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第三条　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、同号ハ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に、「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

第四条　運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二の備考の二の116」を「別表第二の備考の二の115」に改める。

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。